

## 総会議事録（第2回）

1 開催日時 令和5年5月25日（木）13時15分～15時27分

2 開催場所 市議会議員控室

3 出席委員（35名）

○農業委員（17名）

会長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳      2番 浅井 和巳      3番 山口 明美      4番 渡邊 重徳  
5番 田川 康浩      7番 山口 光則      9番 朝長 洋子      10番 松下 善光  
12番 高見 健      13番 渡邊 和秋      14番 富岡 勝真      15番 寺坂 哲郎  
16番 川本 康代      17番 山田 武人      18番 山口 和夫      19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（18名）

1番 原 正人      2番 平山 清孝      3番 渡辺 和久      5番 井上 秀明  
6番 福田 文夫      7番 林 敏弘      8番 一瀬 晃      9番 山浦 弘之  
10番 川副 博司      11番 山上 傳      12番 井本 忠之      13番 上野祐太郎  
14番 瀬戸口裕子      15番 森 良広      16番 野田 善則      17番 鳥越 優  
18番 梶原 茂      19番 児玉 賢治

4 欠席委員

○農業委員（1名）

8番 吉崎 邦幸

○農地利用最適化推進委員（1名）

4番 小川 國治

5 議 題 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願の件  
報告第2号 農地法第18条第6項(合意解約)の規定による通知報告の件  
報告第3号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件  
第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件  
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件  
第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件  
第4号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件  
第5号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件  
第6号議案 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その  
他の事務の実施状況の公表  
第7号議案 大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域除外）  
報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1項第1号に  
基づく契約の解除の件  
報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）

6 事務局 局長 長石 弘頭  
課長補佐 西浦 公治

職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

## 1 開会

○事務局長

ただいまから「令和5年度第2回農業委員会定例総会」を開会します。

## 2 会長挨拶

○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

出席委員は、定足数に達しています。8番 吉崎 邦幸農業委員及び4番 小川 國治推進委員から欠席の届出があります。

12番 井本 忠之農地利用最適化推進委員から遅刻の届出が来ています。

## 3 議事録署名人指名

○会長

次に、本日の議事録署名人を、1番 城山正巳農業委員、9番 朝長洋子農業委員にお願いします。

## 4 議事

○議長

これより、議案の審議に入ります。

1ページ、報告第1号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。報告第1号1番竹松は、6ページ第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」9番竹松と関連がありますので、一括して報告することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、報告第1号1番竹松及び第2号議案9番竹松は、一括して審議することとします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

報告第1号1番竹松は、先月審議されたものですが、県の許可処分前に取下げ願いがあっ

たものです。

取下理由は、記載の2名での共有申請から、1名の申請に変更したいとのこと。

6ページをお願いします。第2号議案9番竹松です。申請地及び申請者は、記載のとおりで、契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅木造2階建てを建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、既存雨水路に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。周辺に農地はありません。

資金については、住宅融資仮審査の結果通知を確認しています。

○議長

それでは、第2号議案9番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局から説明のとおり、今年の4月に承認になったものです。今回の申請理由が共有名義を、1名だけの名義にするということで、何も問題ない。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長

それでは、報告第1号及び第2号議案9番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第2号議案9番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、第2号議案9番竹松は、許可相当とします。

2ページに戻ります。報告第2号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、小川内町の農地、地目 畑、面積499㎡です。賃貸人及び賃借人は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、集積計画 1 番と促進計画 1 番と関連するものです。

○議長

報告第 2 号について、ご意見等ありませんか。

<なし>

○議長

報告第 2 号を終わります。

次に 3 ページ。報告第 3 号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

1 番鈴田、小川内町の農地、地目 畑、面積 499㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、集積計画 1 番と促進計画 1 番と関連するものです。

○議長

それでは、報告第 3 号について、ご意見等ありませんか。

<なし>

○議長

報告第 3 号を終わります。

次に、4 ページ。第 1 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請の件」を議題とします。

1 番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1 番三浦、今村町の農地、地目 畑、合計面積 701㎡。併用地の里道を含め、実測の全体面積は、995㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が駐車場 19 台分を造成し、既存の倉庫と合わせて自動車整備工場に賃貸する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第 2 種農地です。

今回の計画地の一部は、既に、倉庫及びコンクリート舗装されていますが、本許可申請に際し、事後で許可不要の届出書が提出されています。

被害防除計画では、現状のまま利用するが、周辺への土砂の流失の恐れはないとしています。雨水排水は、西側コンクリート舗装部分は、既存道路側溝へ放流。東側の造成地は碎石舗装で地下浸透及び雨水浸透地を設置することとしています。隣接する農地はありません。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

21日に、4人で申請場所の確認に行きました。ここは、1年に1回ぐらい保全管理状態です。以前から、倉庫がありましたが、30年ぐらい前に申請者の父が、養豚業をされていましたが、現在は辞められています。周辺には農地はありませんし、東側は山林となっています。雨水も問題ないと見てまいりました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。

続いて、2番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番竹松、小路口本町の農地、地目 畑、合計面積1,016㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が賃貸集合住宅2棟、入居者駐車場等を建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.75m、擁壁を設けることとしています。雨水排水は既存道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

スライドでご覧のとおり、JR竹松駅の山手側に位置するところです。  
ここの周りはすべて、宅地で囲まれています。東側に申請者の自宅があるという立地です。別に他の農地がないため問題はないかと思えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

2番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。  
<なし>

○議長

それでは、お諮りします。  
2番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番竹松は、許可相当とします。  
次に、5ページ。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村、木場1丁目の農地、地目 畑、面積117㎡。譲渡人の所有する宅地の一部の併用地と合わせた全体面積は、246.29㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、贈与による所有権移転です。

本件は、譲受人の受贈者が自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.2m、盛土最高0.2m、コンクリートブロックの土留と接道部は舗装を施すとしています。雨水排水は既存水路に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、住宅融資事前審査結果の通知を確認しています。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局から報告がありましたが、残った農地が手前の方側にあるだけで、奥の方は建物が建っていたのですが、それを取り壊して新しく家を作ることです。周辺も見ましたが、何ら心配ないと思って見てきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

1番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、許可相当とします。

続いて、2番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、木場1丁目の農地、地目 田、面積110㎡、申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が、転居予定の住宅に同居する子供の駐車場が不足するため、住宅向かい側に3台分を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、既存石積とコンクリート擁壁があるため、土砂流出の恐れはないとしています。雨水排水は、自然流下。隣接農地は南側にありますが、隣接地は竹林となっています。資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

場所は、事務局から説明があったとおりです。道のすぐ横で、竹林に囲まれており、農業には影響ないと思われる。

譲受人が、申請地と離れた住所であったので、事務局に確認しましたら、申請地前の空き家に住まれるということで、何も問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長

2番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番大村は、許可相当とします。

続いて、3番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、須田ノ木町の農地、地目 畑、面積250㎡、申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が、自己住宅木造2階建てを建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。計画地境界には既存擁壁があります。雨水排水は、既存道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、ありません。資金については、住宅融資予定証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

22日の日に現地を確認いたしましたところ、排水も含めて何ら問題点はないということで、考えが一致しました。

皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長

3番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長



異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。

続いて、4番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番西大村、協和町の農地、地目 畑、面積987㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が、集合住宅1棟、入居者用駐車場21台分等を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.6m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、既存道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接農地は、ありません。資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

先日、日曜日に地区の委員で現場確認に行ってきました。

スライドの写真に写っているように、隣にはアパートがあり、その横が空いていますが、去年まで石材店の工場がありました。農地もなく、何も問題ないと現場を見てきました。よろしくをお願いします。

○議長

4番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番西大村は、許可相当とします。

続いて、5番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番西大村、西大村本町の農地、地目 畑、面積680㎡。併用地である、宅地と雑種地

を含めた全体面積は、1,748.92㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地6区画を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁等を設置するとしています。雨水排水は、計画地道路に側溝を新設し、既存側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、5番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

申請地は、全て住宅地に囲まれた所です。

何ら問題ないと見てまいりましたので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長

5番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番西大村は、許可相当とします。

続いて、6番萱瀬を議題とします。

ここで、お諮りします6番萱瀬は、8ページの第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」2番萱瀬と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、6番萱瀬、第3号議案2番萱瀬は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

8ページをお願いします。第3号議案2番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 畑、面積195㎡、申請者は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が平成25年に転用の許可を受け、物置兼作業休憩用の小屋を建設する計画でしたが、理由書によると、5条の許可後体調を崩し、計画の実行が出来ず、現在は高齢となり施設に入所している状況です。

今回、継承者が土地を譲受け、駐車場4台分を造成して貸与する計画変更申請が提出されたものです。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

5ページをお願いします。6番萱瀬、申請地、申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が計画地向かい側にある事業所の職員保養所用の駐車場を造成し、貸与する計画です。

被害防除計画では、現状のまま利用、既存石積みがあるため、土砂流出の恐れはないとしています。雨水排水は自然流下。隣接農地は、北側に畑があります。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、6番及び第3号議案2番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局から説明がありましたが、今回の申請地のすぐ南側には住宅が建っています。当初転用者の所有でした。

今回、ここの所有権を移されて、駐車場の計画をされている。計画地の北側に農地がありますが、現在耕作をされていません。

農地は、1段上がっているので、あまり雨水などの影響はない。また、日照も耕作を再開されても問題ないと地区の委員で見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

6番萱瀬及び第3号議案2番萱瀬について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番萱瀬及び第3号議案2番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番萱瀬は、許可相当とし、第3号議案2番萱瀬は、承認相当とします。

続いて、7番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番萱瀬、原町の農地、地目 畑、面積654㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自社の資材置き場が不足しているため、新たに資材置き場を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、砂利敷きとして周辺に被害発生の恐れはないとしています。雨水排水は既存側溝から道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接農地は、ありません。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、7番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ただいま、事務局から説明があったとおりです。

この申請地は、先月、その上に工場で申請がありましたけれど、その下の土地です。4、5年間は、保安全管理をして使われていたと思います。

この資材置き場については、問題ないと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

7番萱瀬について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番萱瀬は、許可相当とします。  
6ページ。続いて、8番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番竹松、富の原1丁目の農地、地目 畑、合計面積3,033㎡。併用地の雑種地、農道を含む全体面積は、3,287.82㎡です。農道は、位置指定道路として開発し、市に譲渡予定で協議中です。申請人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地12区画、道路、開発公園等を整備する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.2から0.7m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内道路に雨水路を設け、東側と南側の既存市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしてあります。隣接農地が、西側にあります。

資金については、融資証明書を確認してあります。譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持してあります。

また、本件は、3,000㎡を超える開発であり、開発許可を要します。当該申請に際して、許可申請の事前協議として、各機関から意見として必要な手続きの個別協議が進められており、農地転用許可申請に際し、事業の実効性が認められます。

○議長

それでは、8番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

20日に地区の委員で申請地を確認しました。すぐ手前は転用済です。申請地のもう一つは、昨年に転用許可を受けて、すでに工事が始まっています。

周辺は、すべて農地がないような状態です。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長

8番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番竹松は、許可相当とします。

続いて、10番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

10番竹松、小路口町の農地、地目 畑、面積299㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は使用貸借です。

本件は、使用借人が自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、計画地境界は、既存コンクリートブロックがあります。雨水排水は、既存道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地が、北側にあります。

資金については、住宅融資仮審査終了の通知を確認しています。

○議長

それでは、10番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局から説明のとおりです。住宅地内の一画にある、遊休農地でした。周辺は、擁壁で囲まれています。

この申請地に、譲渡人の親族が家を建てるということです。周辺農地もありませんので、何ら問題はないと思います。

○議長

10番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

10番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、10番竹松は、許可相当とします。

続いて、11番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

11番福重、沖田町の農地、地目 畑、面積595㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地3区画を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.1m。雨水排水は、既存水路に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、ありません。資金については、預金残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、11番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

場所は、事務局から説明のとおりです。この場所は、4、5年と言わず、ずっと遊休農地でした。

昨日、地区の委員で確認を行い、周りは宅地であり何も問題ないという意見でした。

○議長

11番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

11番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、11番福重は、許可相当とします。

続いて、12番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

12番福重、沖田町の農地、地目 畑、面積485㎡。併用地の宅地を含む全体面積は、1,350.03㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が集合住宅2棟、入居者駐車場等を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.5m。雨水排水は、計画地内に水路を設け、既存市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、北と西側にあります。資金については、融資予定証明書を確認しています。

○議長

それでは、12番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

スライドのとおり、周辺はアパートや宅地に囲まれており、何ら問題ないと思われま

○議長

12番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

12番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、12番福重は、許可相当とします。

続いて、13番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

13番福重、沖田町の農地、地目 田と畑、合計面積1,181㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地4区画を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.2から1.0m。雨水排水は、計画地内に水路を設け、南と北の既存側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地が、東にあります。資金については、預金残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、13番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

申請地の左側にアパートがあります。隣接の農地には、何ら問題はないと思います。

○議長

13番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。



<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

13番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、13番福重は、許可相当とします。

7ページ。続いて、14番松原を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

14番松原、松原2丁目の農地、地目 田、面積1,652㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が資材置場とする計画です。昨年12月の総会で「大村農業振興地域整備計画の変更について」審議され、農用地区域から本年4月11日に除外された農地です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高1m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内に水路を設け、用水路に放流。地元水利権者の同意は得られています。建築物はないので、日照通風等の影響を及ぼさないとしています。隣接農地が東と西にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、14番について、松原地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

現地は、昨年農振除外をしたところですが、不在地主さんが小作人に貸していたものですが、小作人さんが作らなくなったあとは、遊休農地化して景観を損なうような状況でした。

計画によると、1m嵩上げをするようですが、現地の東側と西側には水田があります。

特に、東側の水田は下流域になりますので、水条件等については、当該地主さんと同意書を交わされているということです。

参考ですが、昨日、同地区の町内会で事業説明会が行われ、了承されております。

○議長

14番松原について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

14番松原について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、14番松原は、許可相当とします。

続いて、15番松原を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

15番松原、野岳町の農地、地目 畑、面積1,182㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が事務所、資材置場とする計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域外、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、盛土最高1m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内に側溝を設け、既存水路に放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、処理水は水路に放流するとしてあります。農地が南側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、15番について、松原地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ここは、畑地帯で、東側にも他の建設会社の資材置場があります。西側には、道があります。ここに雨が降ったときだけ流れる川がありますが田はありません。

ここに合併処理浄化槽の処理水を流すという計画です。

何ら問題はないと思われれます。ご審議をよろしくお願いします。

○議長

15番松原について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

15番松原について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、15番松原は、許可相当とします。

次に、8ページ。第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村、木場1丁目の農地、地目 田、合計面積2,760㎡、申請者は、記載のとおりです。

本件は、令和4年7月に5条転用の許可を受け、分譲宅地11区画を造成していましたが、計画地内の一部が土砂災害特別警戒区域に接するため、宅地分譲区画割の変更を行ったものです。なお、区画割りの変更に伴い、計画地内の通路等変更後の図面のとおり造成するものです。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画は、切土最高0.8m、盛土最高1.8mに変更されています。擁壁の設置は、東側と南側の法面の一部に重力式擁壁を追加しています。隣接農地が南側にあります。雨水排水は計画地内通路に雨水路を設置し既存道路の側溝に接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。

資金計画に変更はありません。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局からの説明のとおり、許可は平成4年に下りており、特に現状を確認しましたが問題ないと思われます。ご審議をお願いします。

○議長

1番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

申請面積と施設面積が合わないが理由は何かわかりますか。

○事務局

今回、法面側が災害警戒区域というところを、計画区域に含めたため、その他の面積というところが若干増えたことが要因です。

つきまして転用の面積自体が変わったものではありません。

○議長

それでは、お諮りします。

1番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、承認相当とします。

次に、9ページ。第4号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。本議案は、10ページの、第5号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第4号議案及び第5号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

本年4月1日の法改正施行により、従前の「農用地利用配分計画」が、「農用地利用集積等促進計画」と名称が変更になりました。ただし、経過措置として現在、配分計画の契約内容の変更と解約は配分計画の変更で行うこととなります。

それでは、説明に入ります。第4号議案及び第5号議案の農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用集積等促進計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と促進計画の借入申込者が参照しやすいように、資料1を配布していますので、議案と併せてご覧ください。

資料1の1番は、第4号議案の1番鈴田、第5号議案の1番鈴田です。

小川内町の農地、合計面積819㎡。

促進計画の借入申込者は、記載のとおりで、みかん栽培を計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

資料1の2番は、第4号議案2番鈴田、第5号議案2番及び3番鈴田です。

陰平町の農地、面積2,722㎡の一筆を、2番1,579㎡、3番1,143㎡に分割して利用権を設定するものです。

促進計画の借入申込者は、記載のとおりで、水稻を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の3番は、第4号議案3番萱瀬、第5号議案4番萱瀬です。

荒瀬町の農地、合計面積2,809㎡。

促進計画の借入申込者は、記載のとおりで、みかん栽培を計画しており、設定する利用権

は記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第4号議案及び第5号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。  
<なし>

○議長

それでは、お諮りします。  
第4号議案及び第5号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第4号議案は承認することとし、第5号議案については、計画のとおり要請することとします。

次に、11ページ。報告第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1項第1号に基づく契約の解除の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第4号、1番鈴田、小川内町の農地、地目 畑、面積727㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。

2番鈴田、小川内町の農地、地目 田、面積892㎡です。賃貸人及び賃借人は、記載のとおりです。

以上、2件の契約解除の理由は、3年の期間を経過しても貸付けを行うことが出来ない見込みのためとしています。

○議長

それでは、報告第4号について、何かご意見・ご意見等ありませんか。

○委員

ここは地元の地区である。2年間中間管理機構でした所ですが、以降は一切管理されていない。草刈を1回もしなかった。どこに苦情を言えばいいのかと思ったが、私が草刈りをしました。

中間管理機構は、3年管理したのと、3年経ったとは違うだろうと伝えたが、結局それで終わった。中間管理機構設置の職務について、公式にパンフレットを作っておられるならば、そのとおりに履行するのが務めであると思います。

中間管理機構の利用を増やそうとすれば、更に苦情が増えると思います。

○事務局

他地区で集積して、そのまま荒れてしまった農地の苦情情報も農業委員会事務局に入っています。

本来集積した農地の管理は、中間管理事業が担うべきということであり、厳しく伝えております。

各地区で委員が気づかれたことは、ぜひ事務局にご連絡いただき、事務局が取りまとめて伝えていきたいと思っております。ぜひ、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長

報告第4号を終わります。

次に、12ページ。報告第5号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を事務局から、説明をお願いします。

○事務局

報告第5号、3年ごとの相続税の納税猶予継続届けの際に必要な証明です。

相続人（猶予者）が被相続人から農地を相続後、引き続き農業経営を行っていること。

相続税猶予適用農地となっている農地を、農業の用に供していることが証明要件となっています。

よって、記載の確認事項を事務局及び地元農業委員会委員により、農業経営状況について確認した結果、1番竹松の相続人は適格であり、農業委員会会長専決にて証明書及び報告書を交付したことを報告します。

○議長

それでは、報告第5号について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

報告第5号を終わります。

ここで、午後2時45分まで休憩します。

<休憩>

○議長

再開します。

本日の追加議案の第6号議案「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

その他の「事務の実施状況の公表」について説明いたします。

本件は農業委員会等に関する法律、第6条で規定された農業委員会の法令事務や、活動等について、農林水産省通知の農業委員会の適正な事務実施及び令和4年2月のガイドライン、農水省通知の局長及び課長通知に基づき、令和4年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他の事務の実施状況を本総会で承認をいただいた後に、長崎県を通じて国へ報告するとともに、市のホームページにて公表することとなっています。

13ページをお開きください。第6号議案です。農業委員会の状況とその下に1番ということで、農業委員会の現在の体制を記載しています。その下の2番で、農家農地等の概要について、2020の林業センサスと農業議会事務局及び農林水産振興課による、調査結果の数値をまとめたものになっています。

続いて、14ページ、最適化活動の実施状況、実績を説明します。今年度の農地の集積面積です。新規集積面積で29.4ヘクタール、今年度末の集積面積の累計が、678.4ヘクタールということで、目標に対する達成率は、102.4%となり、目標をクリアしています。

これは、目標が13.9ヘクタールに対して、新規集積面積が、29.4ヘクタールということで2倍以上になっていますが、これは昨年11月に寿古地区の集積がありましたので、大幅な増となりました。結果として、6月と12月に農地利用集積対策会議を開催し、農地利用集積推進計画を策定、または農地中間管理機構との連携により、担い手への農地集積が図られたとしています。

続いて、その下(2)の遊休農地の発生防止解消についての実績は、既存遊休農地の解消ということで11.5ヘクタール。目標が前のページにあったとおり9.2ヘクタールとなりまして125%の達成率で、目標を達成しています。

その下のBのところですが、解消と黄色部分の対象は、ゼロとなっています

その下の4番は、利用状況調査の実施時期、令和4年8月から、9月で調査。結果の取りまとめを令和4年9月に行い、1号遊休農地面積が94.8ヘクタールと記載をしています。

その下の利用意向調査は、令和4年12月から令和5年3月まで行い、委員さんに回収をお願いして、今年の3月までに取りまとめを行いました。

その下の農業委員会の点検結果は、6月12月に遊休農地対策会議を開催し、活動計画を策定、また農地中間管理機構との連携により一定の成果を上げられたとしています。

続いて、(3)の新規参入の促進については、新規参入者への貸付について、農地の同意を得た上で、公表した農地の面積を0.9ヘクタールとしています。目標に対する達成状況が40.9%と言うことで、目標には届かない結果となりました。

その下、農業委員会の点検結果ということで、5月から毎月、主体的な活動会議を開催し、推進に努めた。新規就農者への貸し付けの同意については、理解を得ることが困難であったと。今後は、地域計画策定に係る農地意向調査アンケートを活用しながら推進する必要があるとしています。

続いて、その下の2番の最適化活動の活動目標については、(1)で推進員等が活動を行う目標を10日としています。全体の実績としては、公表項目にはなっていません。

その下の(2)の活動強化月間の設定ということで3回設定しています。下の段の2番の実績は1回ということで、10月に総会の最適化活動会議の中で協議された、農地の集積は

記載のとおりです。日常の農業委員会活動、及び農地の見回りの中で、相談カードを皆様にお配りして回ってもらった1件ということになります。

続いて、(3)の新規参入相談会への参加は、目標として2回としていましたが、実績は、1回になりました。令和4年の5月14日に、長崎県の農業法人就農相談フェアに、川本副会長と山口明美委員の2名に参加してもらいました。

その下の目標の達成状況の表は、今まで説明しました実績について、ガイドラインに基づき点数化しており、大村市農業委員会としては、この表5に該当しますので、目標に対して、期待を上回る結果が得られたということになっています。

これは、利用集積と遊休農地の解消が目標をクリアしており、点数が増えた結果となります。

推進委員等の点検・評価結果は、先月の総会で、各個人ごとに点検表の記載をお願いした結果を集計したものです。各個人ごとの結果は非公表となっています。

18ページをご覧ください。1番は、総会、部会の開催実績で、総会は毎月1回行われた実績になっています。2番の農地法第3条に基づく許可事務で、令和4年度は17件の内、許可が17件となっています。実施状況は、標準期間を20日間としています。総会の開催日と申請書の締め切り日を公表しています。

農地転用に関して、その下の3番の農地転用に関する事務の1年間の処理件数は、141件で許可相当が141件であり、不許可相当はゼロ。その下の標準期間は、申請受理から20日間、処理期間日数は20日としています。

最後に、違反転用への対応の項目は、違反転用解消のために実施した活動の内容としては、農地パトロールや転用等の現地確認に際しての監視活動や農業委員会だよりによる周知により、1年間の解消実績となっています。

以上で第6号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、第6号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第6号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案は、提案のとおりとします。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。